平成２８年（フ）第６３３号
堺市東区南野田696番地23
債務者　濱保　拓哉
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
堺市堺区緑町１丁26番地　紺碧荘２Ｆ12号
債務者　ヘアーサロン山根ことすなっく龍こと
山根　久子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
山口県長門市三隅上3245番地１
債務者　宗本　康子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第４６８号
北九州市八幡西区市瀬１丁目１番７―702号
債務者　大山　亜子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５号
北海道夕張市沼ノ沢827番地７
債務者　田中　直也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第８４号
長野市丹波島２丁目５番地20
債務者　福原　紀哉
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
長野市北条町32番地１　リーブラ203
債務者　岡元幸太郎
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
静岡県富士市厚原2276番地の２　ビックストーンＩＫ202号
債務者　小長井英行（旧姓麻村）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５３号
静岡県富士市厚原372番地の１富士中央ケアセンター、住民票上の住所静岡県富士市厚原2098番地の２シティハイツかなざし101号
債務者　橋口ミチエ
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３３号
静岡県掛川市緑ケ丘１丁目16番地の４　シティハイムみどり205号
債務者　若月　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第８０３号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地１―921
債務者　寺川　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下２番地　２―401号
債務者　清水　聡一
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３３号
京都市山科区大塚元屋敷町13番地12
債務者　岡本　好子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
香川県高松市茜町19番10―206号　グランデ茜207号
債務者　森下誠一郎
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７９号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上3045番地
債務者　浦門久美子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６４号
千葉県旭市ニの3360番地１　レオパレスドリームⅡ212号室
債務者　上野　慎平
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７２号
千葉県山武郡九十九里町真亀4908番地212
阿部造船貸家住宅６号棟
債務者　齋藤　香織
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係